

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 ○ 毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）

改正後	改正前
（毒物） 第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。 一 六の四 （略） 六の五 一―クロロ―二・四―ジニトロベンゼン及びこれを含有する製剤 六の六 クロロ炭酸フェニルエステル及びこれを含有する製剤 六の七 六の十三 （略） 七 三十一 （略） （劇物） 第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。 一 三十一の二 （略） 三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) 七十九 （略） (80) N―（四―シアノメチルフェニル）―二―イソプロピル―五―	（毒物） 第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。 一 六の四 （略） （新設） （新設） 六の五 六の十一 （略） 七 三十一 （略） （劇物） 第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。 一 三十一の二 （略） 三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) 七十九 （略） （新設）

（傍線の部分は改正部分）

メチルシクロヘキサノカルボキサミド及びこれを含有する製剤	(81) └(107) (略)	(108) └(四Z)―四―ドデセンニトリル及びこれを含有する製剤	(109) └(172) (略)	三十三┐八十三 (略)	八十三の二 ピロカテコール及びこれを含有する製剤	八十三の三 (略)	八十四┐百九 (略)	2 (略)
(80) └(106) (略)	(新設)	(107) └(170) (略)	三十三┐八十三 (略)	(新設)	八十三の二 (略)	八十三の三 (略)	八十四┐百九 (略)	2 (略)